

五月山霊園区画墓地

使用申込のご案内（令和7年11月）

五月山霊園区画墓地の利用者を募集します。

この案内書に記載している事項をよくお読みいただき、申込条件をあらかじめご承知のうえお申し込みください。

1 募集概要

(1) ところ

五月山霊園（池田市畑3丁目5番地）

(2) 募集区画

17区画

(3) 申込期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月12日（金）まで

(4) 申込方法

① 来所の場合：五月山霊園事務所（池田市立葬祭場 やすらぎ会館2階）

平日の午前9時～午後4時

② 郵送の場合：簡易書留郵便にて、令和7年12月12日（金）必着

（〒563-0045 池田市桃園2丁目2番5号 五月山霊園事務所）

(5) 申込提出書類

案内書に同封している、五月山霊園区画墓地使用申込書。（記入方法については、五月山霊園区画墓地使用申込書等記入要領を参照してください。）

(6) 募集区画の内容

今回の募集は全て返還区画です。区画ごとの面積・方位・位置・永代使用料・管理料が異なるため、詳しくは別紙「五月山霊園区画墓地募集区画内容詳細」を参照してください。

2 申込資格

申し込みをされる方は、次の（1）～（5）すべての項目に該当することが必要です。

(1) 世帯主であること。

(2) 令和6年11月30日以前より引き続き池田市に住民登録をしている方。

※ ただし令和7年11月1日以降に世帯分離された場合は、どちらか一方の世帯主からしか申し込みできません。

(3) 本人または同一世帯員が五月山霊園または池田市立桃園墓地の使用権を所有していない方。

(4) 使用許可を受けた日から、3年以内に「まき石を含む墓碑」を建てること可能な方。

(5) 永代使用料および管理料（5年分または20年分）を令和8年3月13日（金）までに一括納入できる方。

※ 注意事項（同一人が複数の申し込みをすると失格となります）

当霊園は市の土地であり、公平な手続きの観点から、たとえ申込資格があっても、下記のような場合は申し込みが無効となり、受付できません。下記の注意事項をよく確認してから申し込みを行ってください。

- ① 複数申し込み
 - ・同一の申込者が2つ以上の区画を申し込んだ場合
 - ・同じ世帯の各世帯員（配偶者・子等）がそれぞれで区画を申し込んだ場合
⇒申し込みは**1世帯で世帯主が1区画のみ申し込み**が可能です。
- ② 記入誤り、虚偽の申し込みは無効となります。
- ③ 申込受付後の区画の変更はできません。

3 現地確認について

現地の確認は霊園内に募集区画の案内板を設置しておりますので、随時自由に確認できます。なお現地確認中は他の墓参の方へのご配慮をお願いします。

※ **ドライブウェイを通行の際には、料金がかかります。**

※ 霊園には十分な駐車場がなく土日は混雑が予想されます。特に、墓参の方へご配慮をお願いします。

※ 現地確認は墓地抽選における当落には関係ありません。

4 申し込みから使用許可までの手順の流れ

申 込 受 付	令和7年12月1日（月）～ 令和7年12月12日（金）
公 開 抽 選	令和8年1月15日（木） 午前10時から
抽選結果通知及び 使用許可申請書送付	令和8年1月下旬発送
使用許可申請受付	令和8年2月12日（木）～令和8年2月27日（金）
使用許可証交付	令和8年3月23日（月）以降 郵送

5 抽選

公開抽選会

① とき

令和8年1月15日（木）

午前10時から 区画番号（701～717）

※ 公開抽選会への参加は自由です。参加は当落には影響はありません。

② ところ

共同利用施設池田市立桃園会館（池田市桃園1丁目9番12号）

※ 抽選会場には駐車場がありませんので、公共交通機関のご利用をお願いします。

③ 抽選方法

- (1) 同一区画に申込者が1人の場合は無抽選で決定します。
- (2) 同一区画に申込者が2人以上の場合は公開抽選を行い区画番号（使用場所）ごとに当選者を決定します。あわせて、補欠当選順位1、補欠当選順位2を決定します。

抽選結果

当選された方には当選通知書および五月山霊園区画墓地使用許可申請書・誓約書を送付いたします。

補欠当選された方には補欠当選通知書を送付いたします。

五月山霊園事務所および本庁に掲示すると共に池田市ホームページでもお知らせします。

※ 電話での抽選結果の問い合わせについては、個人情報の観点からお答えできません。

6 当選後の手続き

(1) 使用許可申請手続き

- ① 申請期間：令和8年2月12日（木）から令和8年2月27日（金）
- ② 申請に必要な書類：五月山霊園区画墓地使用許可申請書・誓約書・当選通知書・住民票（世帯主のみで世帯主氏名・本籍・続柄が記載されたもの）
- ③ 申請手続き場所：五月山霊園事務所（平日の午前9時～午後4時）
池田市立葬祭場 やすらぎ会館2階

※ 郵送での申請手続きは行っておりません。

(2) 資格審査

当選者を対象に以下の書類で審査を行います。

- ① 五月山霊園使用許可申請書
- ② 誓約書
- ③ 住民票

(3) 使用料等の納付

使用許可申請手続き終了後、令和8年3月13日（金）までに永代使用料および管理料を一括で所定の納付用紙により納付してください。

納付確認後、使用許可証を送付します。

(4) 当選後の注意点

- ① 使用許可を受けた日から、**3年以内に「まき石を含む墓碑」を建てること。**
- ② 当選後、名義人及び当選区画の変更、使用の権利の譲渡または転貸はできません。
- ③ この申し込みに係る行為全てにおいて、**不法または不正が判明した場合には、たとえ使用許可後であっても、その行為の全てが無効になりますので、使用許可を取消します。**
- ④ 当選後の審査で、指定された書類が提出されない場合や申込資格を満たしていない場合は失格となり、補欠1の方が繰り上げ当選となりますので、よくご確認のうえ期日までにお申し込みください。また、当選後辞退された場合も同様の扱いとなります。

7 その他の注意事項

当選された方には、送付する振込用紙で永代使用料および管理料（5年分または20年分）の納付を行っていただきます。電話での特定口座への振込みや銀行のATMの操作をお願いすることは一切ありません。

8 募集区画および使用料

募集区画 17 区画

区 分	永代使用料	管理料 (5 年分)	管理料 (20 年分)	募集区画数
2 m ² 型	420,000 円	18,000 円	72,000 円	1 区画
3 m ² 型	640,000 円	27,000 円	108,000 円	13 区画
4 m ² 型	830,000 円	36,000 円	144,000 円	2 区画
6 m ² 型	1,280,000 円	54,000 円	216,000 円	1 区画

※ 管理料の支払いは、5 年分前納か 20 年分前納かをお選びいただきます。

9 問い合わせ先

五月山霊園事務所

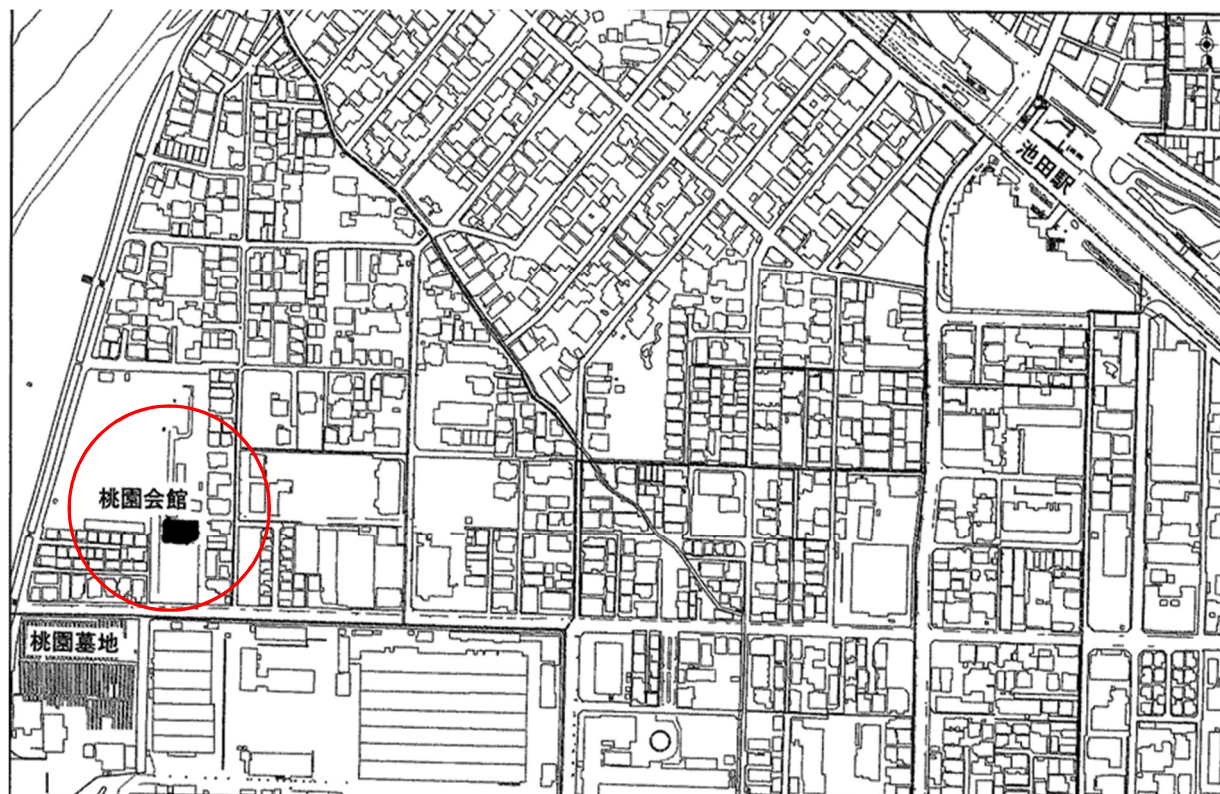
〒563-0045 池田市桃園2丁目2番5号

〈電話番号〉072-751-3701

※ 令和8年1月1日から3日を除く午前9時～午後4時

※ 電話は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

抽選会場：共同利用施設池田市立桃園会館位置図



五月山霊園区画墓地使用申込書等記入要領

(記入例) 例えば募集区画番号 7 0 1 に申し込む場合
令和 7 年度
五月山霊園区画墓地使用申込書
五月山霊園指定管理者あて

記入例を参考に枠の中は全て
記入してください。

抽選番号 1		←	当日の抽選番号です。
令和 7 年〇〇月〇〇日		←	記入した日付を記入ください。
申込み墓地の 募集区画番号	7 0 1	←	希望する墓地の募集区画番号を必ず選んで記入してください。 空欄は無効。申込後の変更はできません。
申込者住所	池田市〇〇〇〇丁目△△番××号	←	申込者（世帯主）の住所を記入してください。 ※世帯主以外の申し込みは無効になります。
申込者氏名	池田 太郎	←	申し込みされる世帯主を記入してください。
申込者の 生年月日	明治・大正・昭和・平成 〇〇年△△月××日	←	申し込みされる世帯主の生年月日を記入してください。
電話（連絡 先）	自宅・携帯 〇〇〇-△△△-××××	←	電話番号は 2 箇所必ず記入してください。
	平日の午前 9 時から午後 5 時の間に連絡が取れる電話番号 〇〇〇 — △△△△ — ××××	←	

----- 切 り 取 り 線 -----

抽 選 番 号
1

※抽選番号は紛失しないようご注意ください。
(再交付・電話等での番号の確認はできません)